

## (参考) 主な労働法関係の制度改正等 (令和 2 年 4 月以降)

項 目	内 容	施行時期
勤務時間・休暇	中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し	令和 5 年 4 月
	育児・介護休業の取得促進 ①男性の育児休業促進のための柔軟な育児休業の枠組み(産後パパ育休)創設 ②育児休業をとりやすい環境の整備、個別の周知・意向確認措置の義務付け ③育児休業の分割取得 ④育児休業取得状況の公表の義務付け ⑤有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和	令和 4 年 4 月 (②⑤) 令和 4 年 10 月 (①③) 令和 5 年 4 月 (④、1000 人超の企業に限る)
非正規労働者の処遇の適正化	派遣労働者や非正規社員等への不合理な待遇差の禁止 (同一労働同一賃金)	令和 2 年 4 月 (中小企業は令和 3 年 4 月)
ハラスメント防止	パワーハラスメントの防止措置	令和 2 年 6 月 (中小企業は令和 4 年 4 月)
	セクシュアルハラスメントの防止に関する責務の明確化、相談者に対する不利益取扱いの禁止	令和 2 年 6 月
女性活躍促進	一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 (301 人以上→101 人以上)	令和 4 年 4 月
高齢者の就業機会の確保	70 歳までの就業機会確保の努力義務	令和 3 年 4 月
障害者の就業機会の確保	民間企業の障害者法定雇用率の引き上げ (2.2% (H30.4) →2.3% (R3.3~))	令和 3 年 3 月